

社会福祉法人加登住福社会 評議員旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加登住福社会の評議員の業務に係る旅費及び研修費用に関して必要な事項を定める。

(旅費の支給)

第2条 評議員が旅行した場合には当該評議員に対し、旅費及び研修費用を支給する。

(旅行命令)

第3条 評議員の旅行は旅行命令によるほか、会議召集権者の発する召集通知によることができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費、日当および宿泊費とする。

- (1) 交通費、最も経済的な通常経路および方法により旅行した場合の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。ただし、自家用車を利用する場合には、1 キロメートルにつき37円とする。
- (2) 鉄道賃は、乗車賃および急行料金(特急・座席指定、寝台を含む)とする。
- (3) 船賃、航空賃は定額の運賃とする。
- (4) 車賃は、原則としてバスの定額運賃とする。
- (5) 日当および宿泊料は下表の通りとする。

市内・郡内	5,000円
市 郡 外	7,000円
宿 泊 費	20,000円を超えない範囲で実費支給

(旅費の請求手続き)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、旅費請求書に必要な書類を添付して、支出命令者に提出しなければならない。

(旅費の支払および精算)

第6条 旅費は、旅行命令期間終了後、通貨にて相当額を請求者に支払う。ただし、必要に応じて、出発前にその概算額を仮払いすることが出来る。この場合旅行した評議員は帰任後、旅費等の精算をしなければならない。

(附則)

第7条 社会福祉法人加登住福社会評議員旅費規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行。

社会福祉法人加登住福社会評議員旅費規程第 4 条第 1 項は、平成 31 年 4 月 1 日付から変更。